

● 設問 1

➤ D の主張の法的根拠

◇ 会社 339 条 1 項による解任がなされたとして、同条 2 項に基づく損害賠償を主張する

➤ 損害の主張

◇ 損害としては、定款通りの 10 年を前提とした金額

◇ 仮に ↑ が認められないとしても、4 年を前提とした金額を主張

➤ 当否

◇ まず、「解任」がされたかどうか

◇ 本問では、定款変更により取締役の任期が短縮されたがために D の取締役の任期が満了してしまったに過ぎず、本来的な解任があったわけではない。もっとも、取締役と会社との間の委任契約の残期間が残っているにもかかわらず、かかる委任契約の残期間を会社が一方的に短縮することは、取締役の期待を害するという意味で解任と実質的に変わらない。したがって、339 条 1 項の「解任」には、任期短縮により任期満了となり、かつ、再選任がされなかった場合をも含むと解すべきであり、かかる任期短縮に正当な理由が無い場合には、同条 2 項により損害賠償が認められると解すべき。

◇ D は、2018 年 6 月 20 日に甲の取締役に選任され、2020 年 6 月 25 日に①の議案が可決されて取締役の任期が 1 年に短縮されたため、かかる任期短縮により、D の取締役の任期は満了した。そして、D は再選任されることは無かった。したがって、①の議案の可決により、D の任期の残期間相当期間部分（2028 年 6 月 20 日まで）について、「解任」があったと認められる。

◇ 次に、かかる「解任」に「正当な理由」があったといえるか。

339 条 1 項は、取締役が会社の経営権を担う地位にあることに鑑み、会社において取締役の自由な解任権を付与したものであるが、無制限に解任を認めると取締役の地位を脅かし、ひいては会社全体の利益を損なう結果となりかねないことから、同条 2 項において、正当な理由のない解任がなされた場合には、取締役から会社に対する損害賠償を認めたものである。かかる 339 条の趣旨に鑑みれば、「正当な理由」があると言えるためには、当該取締役が、当該会社の取締役としての適格を有しないと言えるだけの合理的な理由があると言えなければならないと解する。

本件において、D が再選任されなかった理由は必ずしも明らかではなかったが、2020 年 3 月の時点で、A が D に対して、2 年後の後継者を探そう要請していたことからして、この時点において D に、解任されなければならない程の不適格性があらわとなっていたとは考えられない。一方、当時、A らと D との間では、東北地方への事業拡大を実施するかどうかという経営問題で

意見が対立していた。また、D が取締役となる当初は、定款の定めに関わらず 4 年を実質的な任期とする約束となっていたが、D は、2020 年 3 月頃、この約束を反故にして、10 年間取締役の地位に留まろうと考えていた。このような状況の中、甲の発行済み株式総数 10 万株のうち合計 8 万株を保有していた A らは、D のみを再選しない旨の決議を行ったものであるから、D が再選任されなかった理由は、D が従前の甲者の慣習を無視したこと及び A らとの経営方針の対立にあると考えられる。

前者については、D の取締役としての適格性に直接関係するものではなく、正当な理由とはなり得ない。後者については、仮に経営問題に対する方針の相違で容易に会社が解任できるとすれば、取締役による大胆な経営判断を委縮させることとなり、会社の発展につながらず、ひいては会社の利益を害することとなり、妥当ではないため、正当な理由とはなり得ない、

◇ したがって、本問において、D を再選任しないことの正当な理由は無い。

◇ では、どの程度の範囲で損害が認められるか。

損害の範囲については、形式的に残人気相当分の報酬額を損害とするのではなく、当該取締役の保護に値する期待の範囲の限度で損害とすべきである。

甲会社は、確かに、定款上は 10 年の任期とされていたが、慣習上 4 年とされており、このことは D が選任される前に A から充分告知を受け、D もこれを了承した上で、就任の意思表示を行っている。したがって、4 年を超える部分について、形式的に報酬請求権が発生し得たとしても、それは 339 条 2 項により保護すべき程の期待とはいえない。

◇ 以上より、D は、2022 年 6 月 20 日までの報酬、すなわち、残 2 年分の報酬（960 万円）の限度で、甲社に対して損害賠償請求をすることができる、

● 設問 2

➤ J は、G に対し、会社 847 条 1 項に基づき、会社 423 条 1 項に基づく役員等の責任を追及する訴えを提起する。

◇ G は、戊会社の代表取締役であり、「役員等」（会社 423 条 1 項）に当たる

◇ 本件では、デュー・ディリジェンス（以下「DD」）を行わずに本件事業譲渡契約を締結したことが任務懈怠に当たるかどうかの問題となる。

● 任務懈怠には、善管注意義務違反が含まれる。

● G は、H から、在庫価値の下落可能性は知的財産権等の管理のずさんさを事前に告知されており、DD を実施する必要性があることを認識していた。

● もっとも、G は、戊社の 60% 株主である甲社の代表取締役である A から、本件事業譲渡が実現しなかった場合には自身の戊社での取締役の再

任はないことを告げられたこと、乙社の代表取締役 F から、1 ヶ月程度で交渉がまとまらなければ、別の会社を探すこと、場合によっては法的整理へ移行することも検討する旨を告げられたことを理由に、DD を実施することなく本件事業譲渡契約を締結した。

- 前者の理由は、専ら G が自身の保身のために必要性のある DD を省略したというに過ぎず、直ちに DD を実施しなかったことを正当化するものではない。
- もっとも、G は、F から、本件事業譲渡が実行されなければ、乙社の法的整理の可能性もある旨示唆されていたところ、戊社の親会社である甲社は、乙社を主要取引先としていることから、乙社が法的整理に入れば甲社に大きな損失をもたらす可能性がある。そして、甲社は、戊社の売上総利益の約 50% を占める取引先であり、甲社との取引継続は、戊社の存続のために必要不可欠であるところ、前期の通り、G は、甲社の代表取締役である A から本件事業譲渡の実行を強く要請されていたものであり、これにかかわらず DD を実施して時間をかけ、本件事業譲渡契約を締結できず乙社が法的整理へ移行してしまった場合、戊社は売上総利益の半分を占める取引先を失うこととなり、戊社自身の存続すら危うくなってしまいかねない。
- このような状況を踏まえれば、DD を実施する必要性を基礎づけるだけの乙社事業に対する疑念が H から示唆されていたとしても、戊社の将来を考え、本件事業譲渡契約の迅速な締結を優先することが直ちに善管注意義務違反に当たるとまでは言えない。
- したがって、任務懈怠は認められない。

● 設問 3

- 乙社は、丁銀行に対して、その「事業によって生じた債務」である 3000 万円の借入債務を有しているが、かかる債務は、本件事業譲渡契約の対象とされなかったため、丁銀行は、原則として、乙社に対して、借入の返済を求めることとなる。
 - もっとも、丁銀行としては、実質的に、戊社が、乙社の商号を俗用しているとして、会社法 22 条 1 項の類推適用に基づき、戊社に対して、同借入れの返済を求める。
 - ◇ 会社法 22 条 1 項は、事業譲渡が実行された場合に、譲受会社が譲渡会社の商号を続用した場合には、当該商号に係る付加価値も実質的に譲受会社へ移転していることに鑑み、例外的に、譲受会社に承継されなかった負債についても譲渡会社に責任を負わせる旨を定めたものである。
- そうであれば、商号それ自体が続用されていなかったとしても、商号が続用

された場合と同程度に譲渡会社の付加価値が移転していると認められる場合には、会社法 22 条 1 項が類推適用され、譲受会社は責任を負うべきであると解する。

- ◇ 本件事業譲渡契約では、乙社が戊社に対して登録商標 P の使用を認めている。登録商標 P には「乙」の文言が含まれており、かかる「乙」の文言が日用品のブランドとして確立しており、消費者からは乙社を示すものと受け取られており、業績悪化にもかかわらず顧客誘引力を有していた。
戊社は、自社が経営するスーパーマーケットにおいて登録商標 P を描写した看板を複数の入り口に課徴金 〇k げ、登録商標 P を使用した日用品を販売するとともに、WEB サイトにおいても「P が新たに生まれ変わり、鄧店で扱うことになりました」掲載した。さらには、戊社が販売した登録商標 P が含まれる日用品の 6 割は乙社が販売していたものと同じ商品だったものであり、登録商標 P に含まれる上記顧客誘引力を存分に活用している。
- ◇ 以上のような登録商標 P の持つ顧客誘引力及び本件事業譲渡契約後の戊社の同顧客誘引力の活用状況を踏まえれば、乙社から戊社へ、乙社の商号と同様の文言である「乙」が含まれる登録商標 P の使用許諾により、乙社の商号が続用された場合と同程度に譲渡会社の付加価値が移転していると認められるから、会社法 22 条 1 項の類推適用が認められる。そして、戊社は、会社法 22 条 2 項の登記も具備していないから、同条 1 項の類推適用により、丁銀行からの請求に応じる義務を負う。したがって、丁銀行は、戊社に対して、乙社の残債務の弁済を請求することができる。